

「第9回 議会報告会・市民との意見交換会」での、市民からのご意見への議会の見解

Q. 【陳情書に対する扱いについて】

特定秘密保護法（案）について国へ意見書をあげて下さいとの陳情について

①市民の声と議会の声をかみ合わせる機会はないのか。

②討論（市民と議会、議員と議員）との活発な討論がなければ議会改革はできないのではないですか。

①3カ月に1度、定例会毎に、議会報告会や市民との意見交換会を開催していますので、この制度を十分に活用していただきたいと思います。また、議会基本条例第18条第3項には、市民や市民団体の要請に応じ、出前講座や懇談会の開催も規定していますので、詳細は実施要綱を確認するなり、議会事務局に問い合わせして、出前講座の制度を活用していただければ幸いです。

②まず市民と議会の関係制度としては、議会基本条例第9条第3項には、議会は、請願及び陳情を市民による政策の提言と位置付けるとともに、その審議に当たっては、提出者の意見を聴く機会を設けなければならないと規定しています。これに基づき、当市では、平成23年9月定例会よりこの制度を導入し、26年3月定例会までに請願・陳情提出数107件中、述べ30人の市民が合計92件の説明を行い、市民の貴重な意思を確認できています。また、議会基本条例第9条第2項には、地方自治法第115条の2第1項、第2項に規定されています公聴会及び参考人制度活用して、市民の専門的または政策的な識見等を、議会の討議に反映させるように努めるものとする規定しています。残念ながら本制度はまだ実施例はありませんが、質問者のご指摘も基本的重要な部分であり、積極的に運用していく必要性を感じています。今後市民と議会が、意思の乖離が大きくならないように、制度の検証と導入を図り、民意の把握に努めていきたいと考えています。

議会の見解

次に議員と議員の討議の関係では、議会基本条例第16条第1項に、議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を重視した議会運営に努めるものとする規定しています。また、第2項には、議会は、本会議及び委員会において、議員または市長の提出する議案若しくは請願等について結論を出すときは、議員相互間の自由討議による議論を尽くした上で、その合意形成を図らなければならないと規定しています。今3月定例会でも、企画文教委員会において、附属機関に関する条例提案に関して自由討議が行われましたし、先12月定例会の市民福祉委員会でも陳情に対して行われています。毎定例会、数は少ないながらも重要案件に関して自由討議が行われるようになってきています。

また、議会基本条例第17条第1項には、政策討論会の開催が規定されています。これも議員同士で討議を尽くして、市政の重要政策や課題について、合意形成を図り、政策決定を図っていく制度で、第1回目は4月10日、第2回目は6月19日に開催が決定しています。地方自治法第96条第2項の議決事件の拡大に指定した、当市の最上位計画であります総合計画など15計画の政策決定に係わっていく重要な制度が、いよいよ26年度より、27年3月に計画期間終了となる総合計画を含めた4プランに関して、制度運用し始める予定であります。これらの制度を駆使して、市民のためによりよい合意形成と政策決定を図っていきたいと考えています。

Q. 【第5次総合計画の終了にあたって】

- ①市はこの計画に基づいて市政運営を行っていると言っていますが、議会としてはこの計画に付する総括を市に要求することはないのか。
- ②議会の負担は政治的に大きくなると思われるが定数減でやっていけるのか。地方分権に対応していけるのですか。

2

議会の見解

①議会基本条例第14条に、議会は、市政全般にわたる重要な計画等について、市長等とともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、地方自治法第96条第2項の規定により、議決すべき事件を別に条例で定めると規定しています。これに基づき、知立市議会の議決すべき事件を定める条例を昨年3月定例会に制定しました。その第3条に(1)知立市男女共同参画プランなど14計画を議決事件に規定しています。また、総合計画(基本構想・基本計画)は、同じく3月定例会で、知立市の最上位法であるまちづくり基本条例第13条第1項を改正して、議会の議決を経て、総合計画を策定すると規定しました。これにより、これらの全15計画は、計画策定段階から議会が係わりを持つことができる制度導入が図られました。この中で、総合計画(基本構想・基本計画)、知立市障害者計画・障害福祉計画、健康知立ともだち21計画、知立市子供・子育て支援事業計画の4計画が、27年3月に計画終了を迎えるにあたり、現在策定作業に入っています。これらの計画に対し、具体的な内容の企画、立案及び提言をするために、議会基本条例第17条に規定の全議員参加の政策討論会を活用し、議会として合意形成と意思決定を図り、計画に対する議会としての考え方を市長に提言していきます。26年4月10日に第1回目、6月19日に第2回目の開催が決定しました。その後分科会も開催し、専門的に計画を分析、検証して行く予定でありますし、計画に議会の意思を十分反映させていければと考えています。この制度を駆使して、市民、行政、議会が三位一体で、市の最上位計画であります第6次総合計画を含めた4計画の策定にしっかり取り組んでいきたいと考えています。

②25年6月議会で、知立市議会議員定数条例の定数を23人から20人に改正しました。先日、知立市選挙管理委員会で確定した本年8月3日の選挙は、3人削減の議員定数20人での選挙が執行され、8月26日からは、いよいよ定数20人の議会議員構成となります。知立市議会は、平成22年12月定例会で議会改革特別委員会を設置してから、積極的に議会改革を行ってきました。議会基本条例や議員倫理条例を制定し、制度としては、議会報告会の開催や、議決事件の拡大、自由討議の実施や政策討論会の開催、また、出前講座の実施、議事録(本会議、委員会)の公表、各会派の議案や請願・陳情の採決状況の公表、請願・陳情に対する市民の説明機会の保障、一問一答制や反問権の導入などがあります。議会基本条例第4条第4項には、議会は、市民の意思を的確に反映させるため、議会改革に継続的に取り組まなければならないと規定していますので、今後も更に新制度導入や改革を推進していくこととなります。また、国のほうからの地方分権、地域主権改革も進み、地方に、今まで以上に規制緩和や裁量権が拡大されるでしょうし、益々議会の役割や責任が増大していく状況であります。そのような中で、これ以上の定数削減になれば、議会改革の推進や制度を維持、運用していくには困難が生じると現状では考えていますし、それがしいては市民生活の低下、住民福祉や市政の後退につながる懸念があると考えます。8月からは、20人の議員で、市民の期待を裏切ることのないように、議会の使命と責任を果たし、全力で負託に応えていきたいと考えています。

<p>Q. 【元気な知立】 市長は積極的な外交活動、情報収集を希望する。副市長、教育長の公募により新しい風の導入が必要である。待ちの姿勢でなく、外に出て挑戦して下さい。市議員も積極的に行動して下さい。</p>	
<p>3 議会の見解</p>	<p>日本国憲法第93条第2項には、議員と市長をともに住民が選挙する制度が規定されています。この制度を首長主義（二元代表制）と言い、市民を代表するこの両者が、対等な立場で、相互にけん制し緊張関係を持ちながら市政は運営されており、市政の進展には、この両者の活動が欠かせません。近年、地方分権の推進により、地方公共団体に自己責任や自己決定権が拡大されている中で、これまで以上に議会の果たす役割や責任が大きくなっています。分権自治や、地域主権改革法の現状を鑑みますと、今後はさらに地方の裁量権は拡大されるものと思います。議会（議員）がより一層議会改革をし、活性化を図り、市民や地域のために活動していくことにより、市政の発展や住民福祉の増進が実現していくものと考えます。ご指摘をしっかり受け止め、今後、今まで以上に積極的に行動していきます。</p>

Q. 【三河知立駅移転】

駅の出来る周辺で判断すれば賛成が多いに決まっている。議員選挙の時に住民投票すればよい。(これが市民の意見である)

駅としての可能性を残すが、次世代の為に、お金を使用した方が持続可能な知立になる。

4

議会の見解

住民投票とは、特定の問題について、住民が直接に意思を示す制度です。現行法上で規定されている拘束力を持った住民投票は、第1に、憲法第95条に規定されている地方自治特別法に関する住民投票があります。第2に、地方自治法に規定されている、住民から議会の解散請求や議員・首長の解職請求があった時に住民投票に付されることになっています。第3に、市町村合併特別法に規定されている合併協議会設置についての住民投票があります。これらの住民投票とは別に、昨今、地方公共団体が独自に行っているのが、地域社会における重要な政策争点をめぐり住民の意思を確認するために、条例を制定して実施する住民投票があります。平成8年に、新潟県巻町での原子力発電所建設に関しての住民投票を初めとして、新潟県刈羽村、三重県海山町(13年)、米軍基地に関して、8年沖繩県、そして9年名護市、18年岩国市、産業廃棄物処理に関して、9年に岐阜県御嵩町、小林市、吉野川可動堰に関して、12年に徳島市などの例があります。また、市町村合併に関しても、13年上尾市、14年に滋賀県米原町など多くの住民投票が行われています。これらの住民投票は、冒頭紹介した法的拘束力をもった住民投票などと違い、法的な拘束力を持たず、首長に投票結果の尊重を義務付ける諮問型の住民投票として、制度化され実施されているもので、地方公共団体の議会で条例化しなければ実施できません。

知立市では、まちづくり基本条例第17条第1項に、市長は、広く住民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、住民投票を実施することができますと規定し、市長に実施する権利を与えています。ただ、同条第2項で、住民投票の実施に関し必要な手続き及びその他必要な事項については、その都度、別に条例で定め、と規定していますので、この手続き条例が議会で成立しなければ、市長といえども実施できない制度になっています。

住民投票に関する条例案を、議会に提案する方法は3通りあります。1つ目は首長からの提案、2つ目は議員提案(地方自治法第112条第2項で規定されている議員定数の12分の1の賛成が必要、知立市議会の場合は議員2人以上)であります。3つ目は、住民の直接請求による条例の制定・改廃権の行使があり、地方自治法第12条第1項及び第74条関係に規定されています。請求は、その地方公共団体の議員・首長の選挙権を有する者が、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、代表者から首長に対して行います。条例の制定・改廃の請求がありますと、首長は請求の要旨を直ちに公表し、請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、首長の意見を付けて、原案のまま議会に付議するものとされています。条例の制定・改廃を行うかどうかは、最終的には議会が決することになります。

住民投票は、行政の重要政策に住民の意思を直接反映できる点や、施策の在り方を住民の意思と責任において直接決定できる点では望ましい面があります。反面、十分な情報提供や住民間の議論が不足している場合には、社会的対立を激化させたり、恣意的な判断や一面的な民意の押しつけ、偏りの弊害などの危険性も懸念され、その制度化と運用には、十分な検討と配慮が必要と考えます。また、住民投票の対象となる案件は、市民生活にとり重大な支障や影響を及ぼす案件につき実施することが基本にあり、主に原子力発電所や産業廃棄物処理施設、基地、市町村合併などをめぐり、地方公共団体で住民投票が行われてきた経緯があります。ごく稀に、公共事業でも行われた事例はありますが、ご指摘のような、鉄道連続立体交差事業という公共事業全体ではなく、その一部分の事業変更に伴う案件に対して、住民投票が実施された事例は全国的に見ましても皆無であります。併せて、住民投票制度の性格や実施根拠、市民の住民投票必要論などから考え合わせましても、今回のご指摘は、制度論的にはあまり好ましいものとはいえず、住民投票には馴染まないと考えます。